

# 障害がある人のための福祉制度

三原市 障 害 者 福 祉 課

令和 5 年（2023 年）4 月改



## 障害者に関する相談窓口

三原市の障害福祉担当課（障害福祉に関する相談や申請窓口となります。）

担当課	住 所	電話番号	F A X 番号
<b>本 庁障害者福祉課</b>	三原市港町三丁目 5-1	(0848) 67-6060	(0848) 64-2130
<b>本郷支所地域振興課</b>	三原市本郷南六丁目 3-10	(0848) 86-1111	(0848) 86-4184
<b>久井支所地域振興課</b>	三原市久井町和草 1906-1	(0847) 32-7111	(0847) 32-7944
<b>大和支所地域振興課</b>	三原市大和町下徳良 111	(0847) 33-0222	(0847) 33-1543

三原市保健福祉センター・保健所

保健師等が精神保健福祉相談や家族支援等を行っています。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
<b>三原市保健福祉課</b>	三原市港町三丁目 5-1	(0848) 67-6053	(0848) 64-2130
<b>本郷保健福祉センター</b>	三原市本郷南五丁目 23-1	(0848) 86-3609	(0848) 86-6820
<b>久井保健福祉センター</b>	三原市久井町和草 1906-1	(0847) 32-8551	(0847) 32-8351
<b>大和保健福祉センター</b>	三原市大和町和木 1538-1	(0847) 34-0960	(0847) 34-0299
<b>※東部厚生環境事務所 保健課</b>	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011	

※県所管の機関です。

### 三原市委託相談支援事業所

障害者の方の生活一般・制度についての相談や専門機関の紹介、連絡調整等を行います。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
障害者生活支援センター ドリームキャッチャー	三原市城町一丁目 2 番 1 号 サン・シープラザ 3 階 三原市社会福祉協議会内	(0848) 63-3319	(0848) 63-3359
地域生活支援センター さ・ポート	三原市港町三丁目 19-6	(0848) 62-1736	(0848) 62-1737

### 県子ども家庭センター

児童虐待や配偶者からの暴力（DV）など、複雑、深刻化する子どもや家庭への問題に対応するため、これまで別々の組織だった「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関です。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
東部子ども家庭センター	福山市瀬戸町山北 291-1	(084) 951-2340	(084) 951-2379

### 発達障害者支援センター

発達障害のある方の日常生活での気づきや悩みに対する相談に応じ、福祉サービス情報の提供や、必要に応じて医療・福祉・保育・教育・就労などの関係機関への紹介を行っています。

相談機関名	住 所	電話番号	F A X 番号
広島県 発達障害者支援センター	東広島市西条町西条 414 番 地 31 サポートオフィス QUEST	(082) 490-3455	(082) 427-6280

## 手帳の交付

### ●身体障害者手帳

身体障害がある人に一貫した相談指導を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために交付する手帳で、県知事指定の医師が診断し、市が交付します。障害の程度により重度の人から1級～6級に区分され、各種の制度を利用するために必要です。

対象者	肢体(上肢・下肢・体幹)、視覚、聴覚、平衡機能、音声言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能などに障害のある人
必要書類	顔写真2枚(縦4cm×横3cm※6か月以内に撮ったもの) 診断書(県指定様式)
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●療育手帳

知的障害がある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、特別児童扶養手当等の各種援助措置を受けやすくするために交付する手帳で、障害の程度により重度の人からA、Bに区分されています。

対象者	知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の支援を必要とする状態にあり、県こども家庭センターにおいて、知的障害と判定された人(年齢制限はなし)
必要書類	顔写真1枚(縦4cm×横3cm※6か月以内に撮ったもの) ※別途、こども家庭センターに診断書の提出が必要です。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

※申請前に、こども家庭センター判定員の判定を受ける必要があります。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神の障害がある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするために交付する手帳で、県が判定して交付します。障害の程度により1級～3級に区分されています。

対象者	精神疾患を有する人のうち、長期にわたり、日常生活や社会生活に制約のある人
必要書類	顔写真1枚(縦4cm×横3cm※1年以内に撮ったもの) 診断書(県指定様式) ※診断書兼意見書に代えて、精神障害(知的障害を除く)を事由とした障害年金を受給中の方は障害年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書並びに同意書、精神障害(知的障害を除く)を事由とした特別障害給付金を受給中の方は特別障害給付金受給資格者及び国庫金振込(送金)通知書並びに同意書により申請することもできます。
有効期間 及び更新	有効期間は2年間。 更新は、有効期間の3か月前から行うことができます。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

## 医療・保健

### ●重度心身障害児・者の医療費助成

重度の身体障害児・者及び知的障害児・者が医療機関で受診した場合、保険診療の自己負担額を助成します。（入院時に食事療養費にかかる標準負担金は除く）

－医療機関ごとに1日200円（通院月4日まで，入院月14日まで）の自己負担があります。

対象者	身障手帳 1級～3級 療育手帳 A・A・B の人 精神保健福祉手帳1級かつ自立支援（精神通院）受給者証所持者（通院のみ） ※所得制限あり，
必要書類	健康保険証 身体障害者手帳または療育手帳または精神保健福祉手帳と自立支援医療受給者証。 （市外から転入して来られた人は，前年分の所得額のわかる書類）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●自立支援医療（更生医療）の給付

身体上の障害を軽減し，日常生活を容易にするための医療費を公費で負担する制度です。（※18歳以上）医療費の自己負担は原則1割です。ただし，世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

必要書類	自立支援医療（更生医療）要否意見書 健康保険証 身体障害者手帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障害を有するか，現存する疾患をそのまま放置すると将来障害を残すと認められる方（※18歳未満）を対象に，手術等の医療費を助成する制度です。医療費の自己負担は原則1割です。ただし，世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

必要書類	自立支援医療（育成医療）意見書 健康保険証
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●自立支援医療（精神通院）の給付

精神科の病気で病院や診療所に通院する際の医療費を公費で負担する制度です。

医療費の自己負担は原則1割です。

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設けられます。

平成22年4月以降の更新時の診断書は、**2年に1回**必要です。（ただし、状態の変化がある場合は毎年必要。）

有効期間は**1年間**。有効期限3か月前から更新手続きができます。診断書料は自己負担となります。

区 分	内 容
対象者	市内に居住し、統合失調症、躁うつ病などの精神病、てんかん、精神病質等のため精神科の治療が継続的に必要な方
必要書類	診断書（※参照） 健康保険証
申 請 窓 口	三原市障害者福祉課及び各支所

※一時入院して、退院後再度通院を始めた場合でも、有効期間内であれば引き続き利用できます。  
通院先を変更したり、住所や保険の変更がある場合は、変更届が必要です。



## 手当・年金等

### ●障害基礎年金（必要書類については、お問い合わせください。）

	お問い合わせ窓口	電話番号
国民年金加入者	三原市市民課	(0848)67-6051
厚生年金加入者	三原年金事務所	(0848)63-4111

#### 国民年金加入者の場合

##### ①20歳前に初診日がある場合

20歳になったとき（障害認定日が20歳以後のときは、障害認定日）に、国民年金法1級または2級の障害の状態にある場合。

※本人の所得により、年金の支給に制限があります。

##### ②国民年金の被保険者期間中に初診日がある場合

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を喪失した後60歳以上65歳未満で、初診日から1年6か月を過ぎた障害認定日に、国民年金法1級または2級の障害の状態にある場合。

※「障害認定日」とは、初診日から1年6か月を過ぎた日（1年6か月を過ぎる前に障害が固定した場合には、その日）のことです。

##### ③保険料納付要件

初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間がある場合は、次の給付要件のどちらかを満たしていることが必要です。

保険料 納付要件	ア. 国民年金加入期間の3分の2以上保険料納付済期間（免除・納付猶予期間含む）があること
	イ. 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に未納がないこと （初診日が平成3年4月以前の場合、条件が少し異なります）

### ●特別障害給付金（必要書類については、お問い合わせください。）

国民年金の任意加入期間に未加入であったために、障害基礎年金の支給対象とならない人に対して生活を支援するためのものです。

ただし、所得による支給制限があります。

対象者	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人
申請窓口	三原市市民課 (0848)67-6051

●特別障害者手当（必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給します。ただし、認定について本人、扶養義務者の所得制限があります。病院等に継続して3ヶ月以上入院した場合および施設に入所した場合には支給されません。毎年8月更新。※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	20歳以上の人で次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳の1級程度の障害と異なる1級または2級程度の障害が重複している人 ② 日常生活において、基本的な動作がほとんど全てに介護を必要とする程度の障害がある人
支給額	月額 27,980円（令和5年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●障害児福祉手当（必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を要する20歳未満で在宅の人に支給します。ただし、認定について本人、扶養義務者の所得制限があります。毎年8月更新。※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	① 身体に障害があるか、または長期にわたり安静を必要とする病状であるため日常生活で常時介護を必要とする人 ② 疾病や知的障害のため日常生活において常時介護を必要とする人 ③ 精神に著しい障害があるため日常生活で常時介護を必要とする人
支給額	月額 15,220円（令和5年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●特別児童扶養手当（必要書類については、お問い合わせください。）

身体、知的または精神に中度・重度の障害がある障害児を養育している人に支給されます。ただし、認定について本人、扶養者の所得制限があります。児童が施設に入所しているとき、児童が障害を理由とする年金を受けているときは支給されません。毎年8月に所得状況届（現況届）の提出が必要です。※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	障害によって日常生活において著しい制限を受ける状態にある児童 ※原則診断書による審査です。内容により、手帳による審査ができる場合があります。
支給額	1級 月額53,700円（令和5年4月1日から） 2級 月額35,760円（令和5年4月1日から）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

※手当て額が年度途中で変更になる場合があります。

●**児童扶養手当**（必要書類については、お問い合わせください。）

父・母家庭または父（母）親が重度の障害者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護、養育している母（父）親または養育している人に支給します。  
 公的年金を受給している方は年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分を支給します。  
 認定については所得制限があります。

支給額	全部支給…44,140円（令和5年4月1日から）
	一部支給…10,410円～44,130円（令和5年4月1日から）
	2人目…全部支給の場合 10,420円
	3人目以降…全部支給の場合 6,250円
申請窓口	三原市子育て支援課（0848）67-6045

※手当額が年度途中で変更になる場合があります。

●**重症心身障害児福祉年金**（必要書類については、お問い合わせください。）

知的及び身体に重度の障害を有する児童を養育している人に年金が支給されます。

対象者	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している人 （施設入所している児童も含まれます） ① 身体障害者手帳1級～3級 ② 療育手帳A, A. B
支給額	対象児童一人あたり月額2,250円
必要書類	身体障害者手帳または療育手帳, 印鑑, 養育者の預金通帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

●**重度心身障害者介護手当**

身体及び知的に重度の障害を有する人を介護又は療育している人(保護者)に対して支給されます。  
 ただし、本人保護者の所得制限があります。

※認定された場合は申請月の翌月から支給対象となります。

対象者	5歳以上20歳未満で次のいずれかに該当する人 ① 身体障害者手帳1級（肢体不自由）で自力で起居及び移動が困難な者 ② 療育手帳A
支給額	月額2,000円（①及び②の重複障害の場合3,000円）
必要書類	障害者手帳, 印鑑, 保護者の預金通帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●心身障害者扶養共済制度

公的年金とは別に、心身障害児(者)の保護者(加入者)が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、加入者が死亡または重度障害者になった場合、残された障害児(者)に終身一定額の年金を支給し、障害児(者)の生活の安定と福祉の増進を図る任意加入の制度です。

心身障害者の範囲	次のいずれかに該当する心身障害者で、将来独立自活することが困難であると認められる人 ① 身体障害者手帳所持者で、1級～3級に該当する人 ② 知的障害者 ③ 精神または身体に永続的な障害を有する人で、①または②と同程度の障害と認められる人			
加入資格	心身障害者を現に扶養している保護者(父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等)で、次のすべての要件を満たしている場合 ① 加入時の年齢が65歳未満であること ② 特別な疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状況にあること ③ 加入限度は、障害児(者)1名につき、2口まで ④ 加入資格はこの制度を実施する都道府県・指定都市内に住所があること ⑤ 心身障害児(者)1人に対して、加入できる保護者は1人であること			
年金の支給	支給事由が生じたその月から、障害にわたり年金が支給されます。 1口加入者 月額20,000円(年額240,000円) 2口加入者 月額40,000円(年額480,000円)			
弔慰金支給	1年以上加入後、加入者より先に障害児(者)が死亡した場合は、加入期間によって次の弔慰金が支給されます。 弔慰金、脱退一時金は次のとおりです。			
		平成20年3月31日以前に加入されている方で平成20年4月1日以降の弔慰金、脱退一時金	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金	
弔慰金 支給	弔慰金	1年以上～5年未満	30,000円	50,000円
		5年以上～20年未満	75,000円	125,000円
		20年以上	150,000円	250,000円
	脱退一時金	5年以上～10年未満	45,000円	75,000円
		10年以上～20年未満	75,000円	125,000円
		20年以上	150,000円	250,000円
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所			

## ●小児慢性特定疾患等治療通院交通費補助事業

市外の医療機関を利用している児童の保護者に対して、通院にかかる交通費を補助します。

対象者	小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証の交付を受けている18歳未満の児童を、市外の医療機関に通院させている保護者。
助成内容	三原駅から通院する医療機関の最寄の駅までの在来線、またはその他公共機関の大人料金の片道分（平成20年4月段階で設定された医療機関別補助金額）
申請時 必要書類	印鑑、小児慢性特定疾患医療受診券または特定疾患医療受給者証 （申請書類審査後、支給対象者に決定通知送付）
請求時 必要書類	印鑑、請求書、実績報告書、領収書 小児慢性特定疾患医療受診券または特定疾患医療受給者証
申請窓口	三原市子育て支援課（0848）67-6045

## ●腎臓機能障害者通院交通費補助事業

腎臓機能障害により、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院している方に対し、通院にかかる交通費を補助します。

対象者	腎臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院している方。
助成内容	1か月につき500円～2,000円補助。
申請時 必要書類	申請書 ※用紙は三原市役所または各支所にあります。 身体障害者手帳 （申請書類審査後、支給対象者に決定通知送付）
請求時 必要書類	印鑑、請求書、実績報告書、領収書 ※請求は4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの4か月分まとめて請求。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

## 補装具・日常生活用具・自動車関係

### ●補装具の交付と修理・貸与

身体上の障害を補うための用具(補装具)の交付や修理・貸与をします。

対象となる人	身体障害者手帳を持っている人、または難病患者等 ・交付する用具の種目によっては身体障害者更生相談所の判定が必要。 ・18歳未満の児童の場合は、指定育成医療機関の医師の意見書が必要	
種類	視覚障害者用	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
	聴覚障害者用	補聴器
	肢体障害者用	義肢・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器 歩行補助つえ
	上記以外にも起立保持具・重度障害者用意思伝達装置等があります。	
自己負担	原則1割の負担ですが、世帯の所得に応じた月額負担上限額が設定され、低所得の方には軽減措置があります。	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

※補聴器・義肢・装具・座位保持装置・車いす（手押し型車いすを除く）・電動車いす・重度障害者用意思伝達装置の新規購入のときは、身体障害者更生相談所の判定を受ける必要があります。再交付及び修理も特に医学的判定を要しないと認められる場合を除き、判定が必要です。

※平成24年度4月から、新たに補装具費も「高額障害福祉サービス費」の合算対象になりました。

（「高額障害福祉サービス費」は、障害福祉サービス、介護保険法上のサービス、児童福祉法に基づく障害児支援サービスにかかる利用者負担額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度です。）

※平成25年8月から、障害者手帳を所持しない軽度難聴児も補聴器の購入費助成制度の対象となっています。

※平成30年度から補装具の貸与が始まりました。対象の補装具については、お問い合わせ下さい。

### ●日常生活用具の給付

在宅の身体障害児・者、または難病患者等に対し、日常生活を容易にするため、障害の内容により原則1割負担にて日常生活用具の給付を行います。

用具により、給付の上限が設定されています。

また、介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具貸与、特定福祉用具販売が優先されます。

※事前申請が必要です。インターネットからの申請も可能です。（HPを参照ください。）

必要書類	障害者手帳、用具の見積書やカタログなど ※診断書または支給意見書が必要な場合があります
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

対象用具		対象者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)		耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	学齡児以上	8
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級 (常時介護を要する者に限る) 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害児又は重度知的障害者・児	3 歳以上	5
	特殊尿器	下肢または体幹機能障害 1 級 (常時介護を要するもの)	学齡児以上	5
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級 (入浴に介助を要するもの)	3 歳以上	5
	体位変換器	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級 (下着交換等に介助を要するもの)	学齡児以上	5
	移動用リフト	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上	4
	訓練いす	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	3 歳以上 18 歳未満	3
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢または体幹機能障害 (入浴に介助を要するもの)	3 歳以上	8
	便器	下肢または体幹機能障害 1 級・2 級	学齡児以上	8
	頭部保護帽	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 (立位が不安定でよく転倒するもの) 療育手帳Ⓐ・A (てんかんの発作などにより頻繁に転倒するもの)	-	5
	T 字状・棒状 のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害 (つえの使用により歩行が改善されるもの)	-	3
	移動・移乗 支援用具	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害 (家庭内の移動等に介助を要するもの)	3 歳以上	8
	特殊便器	上肢障害 1 級・2 級 療育手帳Ⓐ・A (訓練を行っても自らの排便後の処理が困難なもの)	学齡児以上	8
	火災 警報器	身体障害 1 級・2 級 (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) 療育手帳Ⓐ・A (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。	-	8

対象用具		対象者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)	耐用年数
自立生活支援用具	自動消火器	身体障害 1 級・2 級 (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) 療育手帳△・A (火災発生の感知・避難が著しく困難なもの) ※ただし、当該者・児の世帯が単身世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。	- 8
	電磁調理器	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 療育手帳△・A	- 6
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 1 級・2 級	学齡児以上 10
	聴覚障害者用 屋内 信号装置	聴覚障害 2 級 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	18 歳以上 10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 1 級・2 級・3 級	3 歳以上 5
	ネブライザ- (吸入器)	呼吸器機能障害 1 級・2 級・3 級, 又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齡児以上 5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 1 級・2 級・3 級, 又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	学齡児以上 5
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	- 10
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	- 5
	盲人用体重計	視覚障害 1 級・2 級 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	- 5
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障害 3 級以上もしくは、心臓機能障害 3 級以上 又は、同程度の障害者であって必要と認められる者。	3 歳以上 5



対象用具		対象者 (用具の機種や世帯状況等で、対象とならない場合もあります。)		耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能もしくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	学齢児以上	5
	情報・通信支援用具	上肢機能または視覚障害（機器の使用により社会参加が見込まれるもの）	-	6
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上（点字が読める者に限る）	-	6
	点字器	視覚障害	-	5
	視覚障害者用ICタブレコーダー	視覚障害2級以上	-	5
	点字タイプライター	視覚障害1級・2級（就学もしくは就労している者または就労が見込まれる者）	-	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害1級・2級	学齢児以上	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害1級・2級	学齢児以上	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害（この装置により文字等を読むことが可能になるもの）	学齢児以上	8
	盲人用時計	視覚障害1級・2級	-	10
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害 (この装置によりテレビの視聴が可能となるもの)	-	5
	人工喉頭	喉頭摘出者	-	5
排泄管理支援用具	ストマ用装具	ストマ造設者（直腸機能障害、ぼうこう機能障害）	-	-
	紙おむつ等	脳原性運動機能障害 (排尿もしくは排便の意思表示が困難なもの) 高度の排便又は排尿機能障害	3歳以上	-
	収尿器	脊髄損傷等により高度の排尿機能障害のあるもの	-	-
住宅改修	居宅生活動作補助用具	下肢または体幹 もしくは移動機能障害1級・2級・3級	学齢児以上	原則1回

### ●盲導犬の給付

重度の視覚障害者で、盲導犬を適切に利用することによって行動範囲を拡大し、社会復帰、自立に役立てる方に盲導犬を給付します。なお、給付にあたり、盲導犬訓練施設で4週間の合宿訓練が必要となります。

お問い合わせ窓口	電話番号	FAX
三原市障害者福祉課	(0848) 67-6060	(0848) 64-2130

### ●自動車運転免許取得費の助成

身体障害者が自動車運転免許を取得するための教習を受ける場合は、運転免許取得費の一部を助成します。

対象者	身体障害者手帳の保持者で、運転免許の交付を受けた人であって、障害の程度が1級～4級の人（視覚障害者を除く）
運転免許の種類	第一種普通免許
助成額	免許取得に要した教習費用等の2/3（限度額 150,000円）
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●自動車改造費の助成

身体障害者が所有する自動車を自らの運転免許の条件に適合するよう改造する場合は、その改造に要する経費を助成します。

対象者	① 上肢・下肢・体幹機能障害者で、その障害の程度が1級～4級の人 ② 過去2年間改造費の給付を受けていない人 ③ 自らが所有し運転する自動車を改造する必要がある人
対象車	小型自動車及び軽自動車で、四輪以上のもの
助成額	改造に要した経費（限度額 100,000円）
所得制限	一定額以上の所得がある場合は助成されません。
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

## 税・マル優制度

### ●所得税・住民税算定上の控除

障害者本人，扶養者の所得から障害者控除が受けられます。

	障害者控除 身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 <sup>Ⓐ</sup> ・B 精神障害者保健福祉手帳 2 ～3 級	特別障害者控除 身体障害者手帳 1～2 級， 療育手帳 <sup>Ⓐ</sup> ・A， 精神障害者保健 福祉手帳 1 級	被扶養者が 同居の場合	お問い合わせ窓口
	所得税	27万円	40万円	
住民税	26万円	30万円	53万円	三原市市民税課 (0848) 67-6031 →所得税で申告している場合 は，申告不要

### ●住民税が非課税

前年の合計所得金額が125万円以下の障害者は，確定申告書・市県民税申告書・扶養親族等申告書（年金受給者）・扶養控除等（異動）申告書（給与所得者）で申告することで個人住民税が非課税となります。

お問い合わせ窓口	三原市市民税課	(0848) 67-6031
----------	---------	----------------

### ●相続税算定上の控除

法定相続人である85歳未満の障害者が相続した場合は，6万円(身体障害者手帳1～2級，療育手帳<sup>Ⓐ</sup>・A，精神障害者保健福祉手帳1級の場合は12万円)にその者の(85歳－相続開始時の年齢)を乗じた額が税額から控除されます。

お問い合わせ窓口	三原税務署	(0848) 62-3131
----------	-------	----------------

### \*その他の税（贈与税・事業税）

障害の程度等により，非課税となる制度があります。

	お問い合わせ窓口	電話番号
贈与税に関するお問い合わせ	三原税務署	(0848) 62-3131
事業税に関するお問い合わせ	広島県東部県税事務所 課税第一課	(084) 921-1311

●軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免

常時、障害者のために使用する車の税金の減免が受けられます。(対象者は下記のとおり)  
 本人または生計を一にする者が所有(取得)し、運転する車で使用目的等一定の要件を満たすもの。  
 (減免の対象となる車は、障害者1人につき、1台に限ります。)

【申請窓口】

	申請窓口	電話番号	備考
軽自動車税	三原市役所 市民税課 及び各支所 P1 参照	(0848)67-6030	納期限7日前までに手続きを済ませてください
自動車税	広島県東部県税事務所 尾道分室	(0848)25-2011	
自動車取得税	広島県東部県税事務所 松永庁舎 (福山自動車検査登録事務所内)	(084)933-3171	

【軽自動車税・自動車税・自動車取得税の減免対象者】 (基準日4月1日)

減免対象者	本人が運転する場合		同一生計者または常時介護者が運転する場合	
	軽自動車税	自動車税及び 自動車取得税	軽自動車税	自動車税及び 自動車取得税
視覚障害	2～4級	2～4級	1～4級	1～4級
聴覚障害	2～3級	2～3級	2～3級	2～3級
平衡機能障害	3級	3級	3級	3級
上肢障害	1～2級	1～2級	1～2級	1～2級
下肢障害	1～6級	1～6級	1～3級	1～3級
体幹障害	1～3, 5級	1～3, 5級	1～3級	1～3級
乳幼児期以前の 非進行性脳 病変による運 動機能障害	1～2級 (上肢機能)	1～2級 (上肢機能)	1～2級 (上肢機能)	1～2級 (上肢機能)
	1～6級 (移動機能)	1～6級 (移動機能)	1～3級 (移動機能)	1～3級 (移動機能)
内部障害	1, 3級	1, 3級	1, 3級	1, 3級
音声障害	3級(喉頭摘出者)	3級 (喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)	3級(喉頭摘出者)
免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級
肝臓機能障害	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級
知的障害	Ⓐ・A	Ⓐ・A	Ⓐ・A	Ⓐ・A
精神障害	1級	1級	1級	1級

4月1日以降に手帳交付を受けた場合は、次の4月1日が基準日になります。

●新マル優制度（預貯金等利子非課税）

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は，預貯金等利子非課税の申請ができます。

対 象 預 貯 金 等	郵便貯金，銀行等の預貯金，国債・地方債（限度額各350万円）
必 要 書 類 等	手帳，印鑑（詳しくは，申請窓口にお問い合わせください。）
申 請 窓 口	取扱郵便局・金融機関等の各窓口

## 運賃割引・NHK受信料の免除等

### ●旅客運賃の割引

◆ 第 1 種 の身体障害者手帳／第 1 種 の療育手帳（㊤とA）の所持者

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等	
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ		
JR	普通乗車券	介護者とも5割引	101 km以上の場合のみ5割引	介護者とも5割引	101 km以上の場合のみ5割引	JR出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入	
	回数券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	普通急行券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	定期乗車券	介護者とも5割引	-	介護者のみ5割引	-		
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へお問い合わせください				航空券購入時に、手帳を提示し、購入	
広島電鉄電車	普通乗車券	本人5割引 介護者2人まで無料	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-	バスの場合と同じ  回数券は割引なし	
	定期乗車券	本人5割引（介護者2人まで無料）	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-		
アストムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	-		
	定期乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	-		
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券購入時に、手帳を提示するとともに、乗船運賃割引申込書を提出	
	急行便に係る	急行券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引		5割引
		1等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引		5割引
	1等旅客券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	特等旅客券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	特別室使用料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	座席指定料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	寝台料金	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
	回数券	介護者とも5割引	-	介護者とも5割引	-		
定期券	介護者とも3割引	-	介護者のみ3割引	-			

◆第 1 種 の身体障害者手帳／第 1 種 の療育手帳（㊤とA）の所持者

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内 タクシー	運賃	1割引（タクシー会社によっては割引していない場合もある）				手帳を提示
バス ※	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に、手帳を提示し購入 普通乗車券は、降車時に手帳を提示する
	回数券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者 <del>のみ</del> 3割引	-	

注意事項) 介護者同伴、本人のみの欄に-が引いてあるものは、割引の適用がありません。バス・旅客線・タクシー等の割引運賃の適用について、他県においては別の手続が必要な場合もありますので、注意してください。なお、割引の対象となる障害のある人が他の手帳を所持していても、重複して運賃割引は適用されません。

※市内の生活路線バスについては、障害者優待乗車証により、無料となる制度があります。

◆第 2 種 の身体障害者手帳／第 2 種 の療育手帳（㊤とB）の所持者

交通機関	乗車船券の種類	障害者が12歳以上		障害者が12歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR	普通乗車券	-	101 km以上の場合のみ5割引	-	101 km以上の場合のみ5割引	JR出札窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入
	回数券	-	-	-	-	
	普通急行券	-	-	-	-	
	定期乗車券	-	-	介護者 <del>のみ</del> 5割引	-	
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へ問い合わせてください				航空券購入時に、手帳を提示し購入
バス	普通乗車券	-	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時に、手帳を提
	回数券	-	5割引	介護者とも5割引	5割引	

	定期乗車券	-	3割引	介護者のみ3割引	-	示 普通乗車券 は、降車時に 手帳を提示	
広電 電車	普通乗車券	本人のみ5 割引(介護者 割引なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-	バスの場合に 同じ 回数券は割引 なし	
	定期乗車券	本人のみ5 割引(介護者 割引なし)	5割引	介護者のみ無料 (2人まで)	-		
アストラム ライン	普通乗車券	-	5割引	-	-		
	定期乗車券	-	5割引	介護者のみ5割引	-		
県内 の 旅客 船	2等旅客券	-	101 km以上の場 合のみ5割引 (距離制限な く割引する会 社もある)	-	-	乗船券購入時 に、手帳を提 示するととも に、乗船運賃 割引申込書を 提出	
	急行便 に係る	急行券		-	-		-
		1等旅客 券		-	-		-
	1等旅客券	-	-	-	-		
	特等旅客券	-	-	-	-		
	特別室 使用料金	-	-	-	-		
	座席指定料金	-	-	-	-		
	寝台料金	-	-	-	-		
	回数券	-	-	-	-		
定期券	-	-	介護者のみ3割引	-			
県内 タシ-	運賃	1割引				手帳を提示	



◆ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が 12 歳以上		障害者が 12 歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へ お問い合わせください				航空券購入時に、 手帳を提示し、購入
県内のバス	普通乗車券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	乗車券購入時に、 手帳を提示 現金・カードは、降 車時に手帳を提示
	回数券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	
	定期乗車券	介護者とも 3 割引	3 割引	介護者のみ 3 割引	-	
広電 電車	普通乗車券	本人 5 割引 介護者 2 人まで 無料	5 割引	介護者のみ無料 (2 人まで)	-	バスの場合に同じ  回数券は割引なし
	定期乗車券	本人 5 割引 介護者 2 人まで 無料	5 割引	介護者のみ無料 (2 人まで)	-	
アストラム ライン	普通乗車券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者のみ 5 割引	-	
	定期乗車券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者のみ 5 割引	-	

◆ 精神障害者保健福祉手帳 2 級および 3 級の所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が 12 歳以上		障害者が 12 歳未満		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空	普通航空券	割引率については航空会社へ 問い合わせてください				航空券購入時に、手帳を提示し、購入
県内のバス	普通乗車券	-	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	乗車券購入時に、手帳を提示 現金・カードは、 降車時に手帳を提示
	回数券	-	5 割引	介護者とも 5 割引	5 割引	
	定期乗車券	-	3 割引	介護者のみ 3 割引	-	
広電電車	普通乗車券	本人のみ 5 割引 介護者割引なし	5 割引	介護者のみ無料 (2 人まで)	-	バスの場合と同じ  回数券は割引なし
	定期乗車券	本人のみ 5 割引 介護者割引なし	5 割引	介護者のみ無料 (2 人まで)	-	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者のみ 5 割引	-	手帳を提示
	定期乗車券	介護者とも 5 割引	5 割引	介護者のみ 5 割引	-	

◆ 利用時の注意事項

(注) 割引制度が適用となる介護者は、12 歳以上の者（大人運賃適用者）に限られます。  
介護者の割引が適用になる方は、手帳に「介護」の押印があります。

(注) 割引後の 10 円未満の端数は、切り上げとなります。

● 障害者優待乗車証の交付

障害のある人で、次の対象となる人は、三原市内を運行する生活路線バスに無料で乗車できる乗車証を発行します。（障害者優待乗車証と障害手帳を一緒に提示してください。）乗車証を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。

対象者	三原市在住の人で、次の手帳を所持している人 ①身体障害者手帳（1 種の人） ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所

### ●障害者優待乗船券の交付

障害のある人で、三原市鷺浦町に居住する対象者は、三原港～向田港・小佐木港・鷺港・須波港のいずれかの区間に、割引運賃で乗船（車両の乗船料金にも充当可能）できる乗船券を発行します。（障害者優待乗船券と障害手帳を一緒に提示してください。）乗船券を使用する時は、一人の介護人を付けることができます。

対象者	障害者優待乗車証の対象者と同じ
申請窓口	三原市社会障害者福祉課及び各支所

### ●有料道路通行料金の割引

障害者が自ら運転する場合、または障害者が同乗し介護者が運転する場合に、有料道路の通行料金が割引されます。

対象者	障害者自らが運転する場合	身体障害者手帳を持っている人（1種、2種）
	介護者が運転する場合	重度の身体障害者または知的障害者(A, Ⓐ)を同乗させている人
必要書類等	障害者手帳、車検証（※参照）、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ） ETCの場合は、ETC車載器セットアップ申込書又は証明書、ETCカード（18歳以上は本人名義のカード）	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

※自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄の記載は個人名に限ります。ただし、割賦購入又は長期リースの方で「使用者の氏名又は名称」欄に個人名義が記載されている場合は対象となります。（確認の為、割賦契約書又は、リース契約書をお持ち下さい。）

### ●NHK受信料の免除

次のとおり放送受信料が免除されます。三原市福祉事務所で証明が必要です。

対象となる人	全額免除	「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を持っている人がいる世帯で、かつ同一住所・同一契約されている方が市町村民税非課税の場合
	半額免除	① 視覚障害者または聴覚障害者により身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ② 重度（1級または2級）の身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ③ 重度Ⓐ・Aの療育手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。 ④ 重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合。
必要書類	身体障害者手帳もしくは療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑	
申請窓口	三原市障害者福祉課及び各支所	

## 障害福祉サービス・障害児通所支援事業

### ●障害福祉サービス

身体障害者手帳を持っている人，知的障害がある人，精神障害がある人または難病患者（別紙参照）は，次のサービスを利用できます。

（ただし，介護保険対象者は，介護保険サービスが優先となります。）

(1)介護給付
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・療養介護・生活介護など
(2)訓練等給付
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助など
※地域生活支援事業として，移動支援・日中一時支援・訪問入浴などがあります。

### ●障害児通所支援事業

障害児（発達上の課題を持つ児童も含む）が療育機関へ通所し，日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を受けることができます。

(1)児童発達支援
未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導，知識・技能の付与，集団生活への適応訓練を行います。身近な療育の場。
(2)医療型児童発達支援
肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
(3)居宅訪問型児童発達支援
重度の障害等により外出が困難な障害児に，居宅を訪問し，発達支援を行います。
(4)放課後等デイサービス
就学中の障害児に，授業の終了後又は夏休み等の休業日に，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進等を行います。
(5)保育所等訪問支援
保育所等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

申請窓口 三原市障害者福祉課及び各支所

## コミュニケーション支援事業

### ●手話通訳・要約筆記者の派遣

聴覚、音声機能、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。

対象となる人	聴覚、音声機能、言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人
利用料	無料（ただし、派遣員の入場料や駐車場代など実費が必要な場合があります。）
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町1丁目2番1号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599)

### ●手話通訳者による相談

手話による様々な相談を行っています。

対象となる人	手話を使用する人。
利用料	無料
日時	9:00～16:30（木曜日・金曜日のみ）
問合せ先	三原市社会福祉協議会 三原市城町1丁目2番1号 (TEL 0848-63-0570) (FAX 0848-63-0599)

### ●点訳本等の作成

文字による情報入手が困難な障害がある人等に点訳を行っています。

対象となる人	文字による情報入手が困難な視覚障害者等
利用料	無料
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町1丁目2番1号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599) 実施団体：点訳ボランティア「てんゆう会」

### ●朗読・録音テープ等の作成

文字による情報入手が困難な障害がある人等に音声訳を行っています。

対象となる人	文字による情報入手が困難な視覚障害者等
利用料	無料
問合せ先	ボランティアセンター 三原市城町1丁目2番1号 (TEL 0848-67-9339) (FAX 0848-63-0599) 実施団体：朗読録音グループ「声の友」

### ●重度障害者入院時コミュニケーション支援

意思疎通が困難な重度の障害のある人が、医療機関等に入院する際、対象者を熟知している支援者を派遣し、医療従事者との円滑な意思疎通を支援する。

対象となる人	自ら意思表示はできるが意思伝達や理解が困難な人で、入院時において親族等の支援者がいない64歳未満の人
利用時間	1入院あたり原則15時間までの意思疎通支援
問い合わせ先	三原市障害者福祉課 障害者福祉係 P1 参照

## つどいの場

### ●三原市身体障害者福祉協会連合会

会の特徴 及び メッセージ	<p>身体に障害がある人々の自立や生活の安定・福祉の増進等を図ることを目的に活動しています。</p> <p>活動内容は、全国身体障害者福祉大会、広島県身体障害者福祉大会、中四国身体障害者福祉大会、県陸上競技大会等への参加、また、パソコン教室、スポーツ大会・教室や学習会を催しています。多くの人との交流やふれあいを大切にしながら健康維持を図っていきます。もっと会のことを知りたい。また参加したい人は、ご連絡ください。</p> <p>三原代表 内 秀孝 0848-62-5866          本郷代表 日堂 善彦 0848-86-2431          久井代表 平田シゲ子 0847-32-7144          大和代表 谷杉 義隆 0847-34-1132</p>
事務局	〒723-0003 三原市中之町一丁目24番38号
問い合わせ先	T E L 0848-62-5866 F A X 0848-62-5889

### ●三原市 視覚障害者福祉協会

会の特徴 及び メッセージ	<p>視覚障害者の社会的、文化的生活の向上と福祉の増進を図ると共に、会員相互の親睦と情報交換を図ることを目的として活動しています。活動内容は、大正琴、茶道、料理教室や健康体操、また佐木島での歩行訓練等を開催しています。参加したい人、相談だけでもよいので、お気軽にご連絡ください。</p>
事務局	〒723-0015 三原市円一町三丁目8番1-510号
問い合わせ先	T E L 0848-64-7059

## 活動の場

### ●地域活動支援センター

活動内容	日中、施設で創作的活動、生産活動を行います。
問い合わせ先	<p>○障害者生活支援センター ドリームキャッチャー 三原市城町一丁目2番1号 電話 0848-63-3319</p> <p>○地域生活支援センター さ・ポート 三原市港町三丁目19番6号 電話 0848-62-1736</p> <p>○わくわく工房 三原市本郷町船木1493番地1 電話 0848-86-4974</p> <p>○小規模はげみ会作業所 三原市中之町一丁目24番35号 電話 0848-62-5866</p>

## その他

障害者やその家族などを対象として次のような制度があります。

制度名	問い合わせ先
(1) 県営住宅への入居 次のいずれかを所有している世帯は一般世帯より当選確率が高くなります。 1. 身体障害者手帳（障害の程度が1級～4級） 2. 療育手帳（A、A、B） 3. 精神障害者保健福祉手帳等（障害の程度が1級～2級）	指定管理者 堀田・誠和共同企業体 (0848) 61-2215
(2) 生活福祉資金の貸付	三原市社会福祉協議会 (0848)63-0570
(3) 駐車禁止の適用除外	三原警察署 代表(0848)67-0110
(4) NTT無料電話番号案内	NTT支店 0120-104174
(5) 携帯電話の基本使用料等の割引	各販売店
(6) 車いす等の貸出	三原市社会福祉協議会 (0848)63-0570
(7) 公共施設の入館料・利用料・入園料の割引	各公共施設

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ※
2	アイザックス症候群	52	家族性良性慢性天疱瘡
3	I g A腎症	53	カナバン病
4	I g G 4 関連疾患	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	55	歌舞伎症候群
6	アジソン病	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
7	アッシャー症候群	57	カルニチン回路異常症
8	アトピー性脊髄炎	58	加齢黄斑変性 ○
9	アペール症候群	59	肝型糖原病
10	アミロイドーシス	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
11	アラジール症候群	61	環状20番染色体症候群
12	アルポート症候群	62	関節リウマチ
13	アレキサンダー病	63	完全大血管転位症
14	アンジェルマン症候群	64	眼皮膚白皮症
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
16	イソ吉草酸血症	66	ギャロウェイ・モワト症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	67	急性壊死性脳症 ○
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	急性網膜壊死 ○
19	1 p 36欠失症候群	69	球脊髄性筋萎縮症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急速進行性糸球体腎炎
21	遺伝性ジストニア	71	強直性脊椎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	巨細胞性動脈炎
23	遺伝性腭炎	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
25	ウィーバー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
27	ウィルソン病	77	筋萎縮性側索硬化症
28	ウエスト症候群	78	筋型糖原病
29	ウェルナー症候群	79	筋ジストロフィー
30	ウォルフラム症候群	80	クッシング病
31	ウルリッヒ病	81	クリオピリン関連周期熱症候群
32	HTLV-1 関連脊髄症	82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
33	A T R - X 症候群	83	クルーゾン症候群
34	A D H 分泌異常症	84	グルコーストランスポーター 1 欠損症
35	エーラス・ダンロス症候群	85	グルタル酸血症1型
36	エプスタイン症候群	86	グルタル酸血症2型
37	エプスタイン病	87	クロウ・深瀬症候群
38	エマヌエル症候群	88	クローン病
39	遠位型ミオパチー	89	クロンカイト・カナダ症候群
40	円錐角膜 ○	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
41	黄色靭帯骨化症	91	結節性硬化症
42	黄斑ジストロフィー	92	結節性多発動脈炎
43	大田原症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病
44	オキシピタル・ホーン症候群	94	限局性皮質異形成
45	オスラー病	95	原発性局所多汗症 ○
46	カーニー複合	96	原発性硬化性胆管炎
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	97	原発性高脂血症
48	潰瘍性大腸炎	98	原発性側索硬化症
49	下垂体前葉機能低下症	99	原発性胆汁性胆管炎
50	家族性地中海熱	100	原発性免疫不全症候群



令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	顕微鏡的大腸炎 ○	151	重症筋無力症
102	顕微鏡的多発血管炎	152	修正大血管転位症
103	高IgD症候群	153	ジュベール症候群関連疾患
104	好酸球性消化管疾患	154	シュワルツ・ヤンペル症候群
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
106	好酸球性副鼻腔炎	156	神経細胞移動異常症
107	抗糸球体基底膜腎炎	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
108	後縦靭帯骨化症	158	神経線維腫症
109	甲状腺ホルモン不応症	159	神経フェリチン症
110	拘束型心筋症	160	神経有棘赤血球症
111	高チロシン血症1型	161	進行性核上性麻痺
112	高チロシン血症2型	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
113	高チロシン血症3型	163	進行性骨化性線維異形成症
114	後天性赤芽球癆	164	進行性多巣性白質脳症
115	広範脊柱管狭窄症	165	進行性白質脳症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	166	進行性ミオクロームスてんかん
117	抗リン脂質抗体症候群	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
118	コケイン症候群	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
119	コステロ症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群
120	骨形成不全症	170	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
121	骨髄異形成症候群 ○	171	スミス・マギニス症候群
122	骨髄線維症 ○	172	スモン ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	173	脆弱X症候群
124	5p欠失症候群	174	脆弱X症候群関連疾患
125	コフィン・シリス症候群	175	成人スチル病
126	コフィン・ローリー症候群	176	成長ホルモン分泌亢進症
127	混合性結合組織病	177	脊髄空洞症
128	鰓耳腎症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
129	再生不良性貧血	179	脊髄髄膜瘤
130	サイトメガロウイルス角膜炎 ○	180	脊髄性筋萎縮症
131	再発性多発軟骨炎	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
132	左心低形成症候群	182	前眼部形成異常
133	サルコイドーシス	183	全身性エリテマトーデス
134	三尖弁閉鎖症	184	全身性强皮症
135	三頭酵素欠損症	185	先天異常症候群
136	CFC症候群	186	先天性横隔膜ヘルニア
137	シェーグレン症候群	187	先天性核上性球麻痺
138	色素性乾皮症	188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
139	自己貪食空胞性ミオパチー	189	先天性魚鱗癬
140	自己免疫性肝炎	190	先天性筋無力症候群
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ※	191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
142	自己免疫性溶血性貧血	192	先天性三尖弁狭窄症
143	四肢形成不全 ○	193	先天性腎性尿崩症
144	システロール血症	194	先天性赤血球形成異常性貧血
145	シトリン欠損症	195	先天性僧帽弁狭窄症
146	紫斑病性腎炎	196	先天性大脳白質形成不全症
147	脂肪萎縮症	197	先天性肺静脈狭窄症
148	若年性特発性関節炎	198	先天性風疹症候群 ○
149	若年性肺気腫	199	先天性副腎低形成症
150	シャルコー・マリー・トゥース病	200	先天性副腎皮質酵素欠損症

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性ミオパチー	251	那須・ハコラ病
202	先天性無痛無汗症	252	軟骨無形成症
203	先天性葉酸吸収不全	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
204	前頭側頭葉変性症	254	22q11.2欠失症候群
205	早期ミオクロニー脳症	255	乳幼児肝巨大血管腫
206	総動脈幹遺残症	256	尿素サイクル異常症
207	総排泄腔遺残	257	ヌーナン症候群
208	総排泄腔外反症	258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
209	ソトス症候群	259	ネフロン癆 ※
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	261	脳腱黄色腫症
212	大脳皮質基底核変性症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
213	大理石骨病	263	膿疱性乾癬
214	ダウン症候群 ○	264	嚢胞性線維症
215	高安動脈炎	265	パーキンソン病
216	多系統萎縮症	266	パージャー病
217	タナトフォリック骨異形成症	267	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
218	多発血管炎性肉芽腫症	268	肺動脈性肺高血圧症
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	270	肺胞低換気症候群
221	多発性嚢胞腎	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
222	多脾症候群	272	バッド・キアリ症候群
223	タンジール病	273	ハンチントン病
224	単心室症	274	汎発性特発性骨増殖症 ○
225	弾性線維性仮性黄色腫	275	P C D H 1 9 関連症候群
226	短腸症候群 ○	276	非ケトーシス型高グリシン血症
227	胆道閉鎖症	277	肥厚性皮膚骨膜炎
228	遅発性内リンパ水腫	278	非シストロフィー性ミオトニー症候群
229	チャージ症候群	279	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	280	肥大型心筋症
231	中毒性表皮壊死症	281	左肺動脈右肺動脈起始症
232	腸管神経節細胞僅少症	282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
233	TSH分泌亢進症	283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
234	TNF受容体関連周期性症候群	284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
235	低ホスファターゼ症	285	非典型溶血性尿毒症症候群
236	天疱瘡	286	非特異性多発性小腸潰瘍症
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	287	皮膚筋炎／多発性筋炎
238	特発性拡張型心筋症	288	びまん性汎細気管支炎 ○
239	特発性間質性肺炎	289	肥満低換気症候群 ○
240	特発性基底核石灰化症	290	表皮水疱症
241	特発性血小板減少性紫斑病	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）
242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	292	VATER症候群
243	特発性後天性全身性無汗症	293	ファイファー症候群
244	特発性大腿骨頭壊死症	294	ファロー四徴症
245	特発性多中心性キャッスルマン病	295	ファンコニ貧血
246	特発性門脈圧亢進症	296	封入体筋炎
247	特発性両側性感音難聴	297	フェニルケトン尿症
248	突発性難聴 ○	298	フォンタン術後症候群 ○
249	ドラベ症候群	299	複合カルボキシラーゼ欠損症
250	中條・西村症候群	300	副甲状腺機能低下症

令和3年1月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	副腎白質ジストロフィー	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	352	ランドウ・クレフナー症候群
303	ブラウ症候群	353	リジン尿性蛋白不耐症
304	ブラダー・ウィリ症候群	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	プリオン病	355	両大血管右室起始症
306	プロピオン酸血症	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	357	リンパ脈管筋腫症
308	閉塞性細気管支炎	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
310	ベーチェット病	360	レーベル遺伝性視神経症
311	ベスレムミオパチー	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	ヘモクロマトーシス ○	363	レット症候群
314	ペリー症候群	364	レノックス・ガストー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	365	ロスマンド・トムソン症候群
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
317	片側巨脳症		
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
321	ホモシスチン尿症 ※		
322	ポルフィリン症		
323	マリネスコ・シェーグレン症候群		
324	マルファン症候群		
325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
327	慢性再発性多発性骨髄炎		
328	慢性膵炎 ○		
329	慢性特発性偽性腸閉塞症		
330	ミオクロニー欠神てんかん		
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
332	ミトコンドリア病		
333	無虹彩症		
334	無脾症候群		
335	無βリポタンパク血症		
336	メーブルシロップ尿症		
337	メチルグルタコン酸尿症		
338	メチルマロン酸血症		
339	メビウス症候群		
340	メンケス病		
341	網膜色素変性症		
342	もやもや病		
343	モワット・ウイルソン症候群		
344	薬剤性過敏症候群 ○		
345	ヤング・シンプソン症候群		
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○		
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		
348	4p欠失症候群		
349	ライソゾーム病		
350	ラスマッセン脳炎		

（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

## 経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等\*の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

\*障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

### ① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

### ② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

### ③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

## 指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

- 難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	$\alpha 1$ - アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

# 疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

## ① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェゲナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞蹈病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

# 疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

## ② 平成27年7月1日に表記変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

## ③ 平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

## ④ 平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

## ⑤ 令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症